

(地 37) (健Ⅱ28) (介 19)

令和 2 年 4 月 13 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会

常任理事 釜菴 敏

長島 公之

江澤 和彦

医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての
特定アルコール（高濃度エタノール）の無償配布について

今般、厚生労働省医政局経済課、同省医薬・生活衛生局総務課、同省老健局総務課認知症施策推進室等、同省社会・援護局障害保健福祉部企画課等の連名にて、各都道府県等衛生主管部（局）・民生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

先般、アルコール事業法（平成 12 年法律第 6 号）に規定する特定アルコールを、手指消毒用エタノールの代替品として国から無償配布した場合の医療機関等におけるニーズ調査について、「医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の希望調査について」（令和 2 年 3 月 31 日付（地 506）（健Ⅱ 358）（介 215））をもって貴会宛てにお送り申し上げました。

本事務連絡は、提出された希望及び運送上の制約を踏まえ、別添摘要のとおり取り扱うこととされたため、希望する医療機関等について、令和 2 年 4 月 16 日（木）中に送付先の一覧を作成するよう、各都道府県に対し依頼するものです。

厚生労働省において、提出された一覧を踏まえ、予定数量の範囲かつ配布の趣旨を逸脱しない範囲において、順次無償配布が実施されます。

配布の対象（要件）については、病院、診療所、地域の医師会・歯科医師会・薬剤師会若しくは地方自治体又はその委託を受けた施設とされ、病院、診療所を除き、原則として個別施設への直接配布は行わないこととされております。

また、送付については医薬品卸売業者による配送を想定し、本スキームによる配布を受ける医療機関等は、配送時の感染リスクを最小化する観点から、納品をできる限り簡便に行えるよう配慮するものとし、一般的な納品場所以外への納品（例えば、病院内の保管庫等）をさせないように配慮することとされております。

参考として、「特定アルコールの使用の手引き」（令和 2 年 3 月 30 日版）を添付いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、配送するアルコールは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に規定する危険物第 4 類に該当し、引火性のある液体であることから、受取先の医療機関等には、同法及び同法の関連法令に基づく規制等に基づき、火災予防のための慎重な取扱いや使用を含めて十分御理解いただくよう求められております。

事 務 連 絡
令和2年4月8日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局経済課

医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての
特定アルコール（高濃度エタノール）の無償配布について

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）・民生主管部（局）宛別添写しのおり連絡いたしましたので、貴会会員への周知につき御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

事務連絡
令和2年4月8日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕
衛生主管部（局）・民生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての
特定アルコール（高濃度エタノール）の無償配布について

医療機関等における特定アルコールの希望については、「医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の希望調査について」（令和2年3月30日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）（以下「事務連絡」という。）によりお伺いしているところです。

提出いただいた希望及び運送上の制約を踏まえ、別添摘要のとおり取り扱うことといたしますので、希望する医療機関等について、令和2年4月16日（木）中に別紙様式により送付先の一覧を作成いただくようお願いいたします。厚生労働省において、提出いただいた一覧を踏まえ、予定数量の範囲かつ配布の趣旨を逸脱しない範囲において、順次無償配布を実施いたします。

様式提出は、施設又は団体及び数量を各都道府県においてとりまとめの上、問い合わせ先に記載されているメールアドレス宛てに提出いただきますようお願いいたします。

なお、配送するアルコールは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に規定する危険物第 4 類に該当し、引火性のある液体であることから、受取先の医療機関等には、同法及び同法の関連法令に基づく規制等に基づき、火災予防のための慎重な取扱いや使用を含めて十分御理解いただき、遺漏なきようお願いいたします。

（お問い合わせ・別紙様式提出先）
厚生労働省医薬品等物資班
Email shoudokuyaku@mhlw.go.jp

摘要

- 国から配布された特定アルコールを適切に薄めて使用する場合には、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」（令和2年3月23日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）の2.における要件を満たすものとして取り扱うこと。
 - 配布の対象（要件）については、自施設の責任の下で、手指消毒用として高濃度エタノールを適切に調製、管理及び使用し、そのための適切な体制（薬剤の取扱いに精通した医師、薬剤師等、希釈の設備・器具等）をとることができる医療機関等とすること。具体的には、病院、診療所、地域の医師会・歯科医師会・薬剤師会若しくは地方自治体又はその委託を受けた施設^{*}とし、病院、診療所を除き、原則として個別施設への直接配布は行わないこと。
- ※想定される例：
都道府県から専門機関に特定アルコールの希釈を委託し、希釈されたアルコールを手指消毒用エタノールの代替として、管下の高齢者施設等に配布。このように、特定アルコールの希釈にあたっては、知見のある者・団体が行うことが望ましい。
- 無償配布を受けた医療機関等（団体、自治体等から配布された施設を含む。）については、原則として、使い切るまで、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について」（令和2年3月13日付厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）に基づく優先供給スキームの対象外とすること。
 - 配布予定の特定アルコールは、エタノール濃度が95vol%程度（想定している製品規格は、「特定アルコールの使用の手引き」の参考のとおり。）であることから、原則70～83vol%に希釈して使用することを想定していること。
 - 配布の最小単位は、18L入り一斗缶を予定していること。
 - 使用にあたっては、「特定アルコールの使用の手引き」（令和2年3月30日版。改訂した場合は最新版）を参照すること。
 - 送付については医薬品卸売業者による配送を想定していること。また、本スキームによる配布を受ける医療機関等は、配送時の感染リスクを最小化する観点から、納品をできる限り簡便に行えるよう配慮するものとし、一般的な納品場所以外への納品（例えば、病院内の保管庫等）をさせないように配慮すること。

- 配送された特定アルコールの受け取りの拒否や返品等は、スキーム全体への影響を及ぼし、予定数量の円滑な配布の妨げとなることから原則として不可であること。このため、このようなことのないよう、事前の周知を徹底すること。

以上

特定アルコールの使用の手引き

令和2年3月30日版

1. 留意事項

- 本手引きは、令和2年3月23日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」及び令和2年3月30日付け事務連絡「医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の希望調査について」に基づくものであるため、両事務連絡を参照すること。
- 医療機関等において特定アルコールを使用する場合において、医薬品又は医薬部外品ではないため、使用者の責任において使用すること。必要に応じて、医療機関等内において使用の所定の手続を行う又は使用対象者を施設職員に限定する等の対応を行うこと。

2. 使用の方法の例

配布された特定アルコール（95vol%程度）18L 入り一斗缶を以下の割合で、1L 程度の容量が入る清潔な気密容器に入れて混和し、手指消毒に使用する。

特定アルコール	830mL
精製水	適量*
全量	1000mL（約 78.9vol%）

*混合すると体積が減少するため、全量で 1000mL となるように希釈すること。

- ※ 特定アルコールが眼に入らないように注意すること（例えば、ゴーグルを着用し、作業すること）。眼に入った場合は直ちによく水洗すること。
- ※ 作業をする際には、手袋等を着用し、長時間作業しないこと。
- ※ 火気の近くでは作業しないこと。
- ※ 小分けする容器は、メーカーの注意事項等を確認し、アルコール対応のものを使用すること。
- ※ 容器へ小分けする際は、通風性の良い場所や換気が行われている場所で作業するとともに、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意すること。
また、小分けした容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」の注意事項を記載すること。

3. 使用に際しての注意

- 調製後のエタノールは、手指消毒のみに用いることとし、損傷皮膚及び粘膜に対しては使用しないこと（刺激作用を有するため）。
- 調製後のエタノールは、一般の手指消毒用エタノールと同様に、同一部位に反復使用した場合には脱脂などによる皮膚荒れを起こすことがあるので注意すること。
- 調製後のエタノールが眼に入らないように注意すること。眼に入った場合は直ちによく水洗すること。
- 火気の近くでは使用しないこと。
- 密閉した室内で多量の調製後のエタノールの噴霧は避けること。
- 容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器の持ち運びの際、落下させたり、衝撃を与えたりしないこと。
- その他、日本薬局方エタノール、日本薬局方消毒用エタノール等の製品の使用上の注意等を参考にすること。

4. その他

- 一斗缶の保管に当たり、少量（80L未満）の場合には消防法上の届出は不要だが、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器の持ち運びの際、落下させたり、衝撃を与えたりしないこと。

（参考）配布する特定アルコールの規格の一例

日本アルコール販売（株） 発酵アルコール 95 1級

宝酒造（株） 95° 発酵アルコール

- ※ なお、本製品は一般的な手指消毒用エタノールの原料と同等のものである。
- ※ 一斗缶を多量に保管する場合は、消防署への届出等が必要となる場合があるので、最寄りの消防署に相談すること。